



# 労働安全衛生関係

初等中等教育局 健康教育・食育課  
企画調整係



# 学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために（第3版）

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～



平成31年4月



# 労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反。 学校の設置者は、法令上求められている体制整備を!

学校における  
労働安全衛生  
管理体制の整備



教職員が教育活動  
に専念できる適切  
な労働環境の確保



学校教育全体  
の質の向上

## 1 学校において求められる労働安全衛生管理体制

### (1) 教職員50人以上の学校で選任・設置を要するもの

#### ◆衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者

(衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から、原則その学校に専属の者を選任)

- 少なくとも週1回学校を巡視し、設備、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

<職務の具体的事項の例>

- ・健康に異常のある者の発見及び処置
- ・作業環境の衛生上の調査、作業条件・施設等の衛生上の改善
- ・衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項 等



#### ◆産業医：産業医学の専門家として教職員の健康管理等を行う者

(医師のうち、厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任※<sup>1</sup>)

- 健康診断・面接指導の実施、作業環境の維持管理等の教職員の健康管理※<sup>2</sup>等を行う。
- 教職員の健康確保のため必要があるときは、学校の設置者に対し、教職員の健康管理等について必要な勧告を行うことができる。※<sup>3</sup>
- 少なくとも月1回※<sup>4</sup>学校を巡視し、作業方法、衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するため必要な措置を講ずる。

※<sup>1</sup> 全ての学校に配置となっている学校医に加えて、選任が必要。(学校医と兼任することも可能だが、厚生労働大臣が定める研修修了する等の要件を備えた者である必要がある)

※<sup>2</sup> 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、産業医を選任した事業者(学校の設置者)は、産業医に対し、労働者の労働時間や労働環境等、労働者の健康管理を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととされた。

※<sup>3</sup> 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、学校の設置者が勧告を受けたときは、勧告の内容及び勧告を踏まえて講じた措置の内容を、記録・保存するとともに、その内容を衛生委員会に報告しなければならないこととする等とされた。

※<sup>4</sup> 学校の設置者から月1回以上、衛生管理者の巡視の結果等の所定の情報の提供を受け、学校の設置者から同意を得ているときは、少なくとも2月に1回

## ◆衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

(校長、衛生管理者、産業医等で構成)

<調査審議事項の具体的な例>

- ①教職員の健康障害防止、健康保持増進のための対策
  - ②長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止対策
  - ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策
- 等



## (2) 教職員10~49人の学校で選任を要するもの

### ◆衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

(一定期間衛生の実務に従事した経験を有する者等から選任)

- 衛生管理者の選任を要する学校以外の学校のうち、教職員10人以上の学校では、衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させなければならない。

<職務の具体的事項の例>

- ・施設、設備等の点検及び使用状況の確認
  - ・作業環境、作業方法の点検
  - ・健康診断及び健康の保持増進のための措置
  - ・衛生教育に関すること
- 等



### ◆産業医の選任義務のない学校の教職員の健康管理について

- 教育委員会等の学校の設置者は、産業医の選任義務のない教職員49人以下の学校においても、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師や保健師に教職員の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

この場合、各校ごとに医師を選任するのではなく、教育委員会で産業医の要件を備えた医師等を採用し、複数の公立学校の職員の健康管理を担当させる等の取組も有効である。

## (3) 学校における面接指導体制の整備

- 以下の2つの場合、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を行う必要がある、その体制整備<sup>※5</sup>が求められている。
  - ・週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合<sup>※6</sup>
  - ・心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた場合
- 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については、面接指導等を行うよう努める必要がある。

※5 なお、平成30年の労働安全衛生法等の改正により、新たに教職員の労働時間の状況をタイムカード等の客観的な方法等で把握するとともに、週40時間を超える労働時間が月80時間を超えた労働者に対し、当該超えた時間に関する情報を通知することが義務付けられた。

※6 平成30年の労働安全衛生法等の改正により、長時間労働者への医師による面接指導の要件が変更された。

## (4) ストレスチェックの実施

- ・ 医師等による労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を年に1度実施することが学校の設置者に義務付けられている。<sup>※7</sup>
- ・ ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された労働者から申出があった場合には、学校の設置者は、医師による面接指導を実施しなければならない。
- ・ その結果、学校の設置者は医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮等適切な就業上の措置を講じなければならない。
- ・ 学校の設置者は、検査を行った医師等に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させ、必要に応じて、適切な措置を講じる。<sup>※8</sup>

※7 教職員数50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。

※8 ストレスチェックの集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましい。

## 2 学校における労働安全衛生管理体制の改善方策

### 体制整備が進まない主な要因

関係法令等の認識不足

有資格者の不在

財政的な事情



### 改善方策の例

現場の意識改革

既存の人材・組織の有効活用

教育委員会や管理職のリーダーシップ

### 既存の人材・組織の有効活用例

#### ◆衛生管理者・衛生推進者／産業医◆

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等／産業医資格を持つ学校医）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能<sup>※9</sup>

※9 このことは、衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

#### ◆衛生委員会◆

必要な委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会と併用することにより、比較的簡単に体制の整備が可能

労働安全衛生管理の推進のためには体制整備後の実践も重要  
職場全体で協力し、適切な労働環境の確保を！

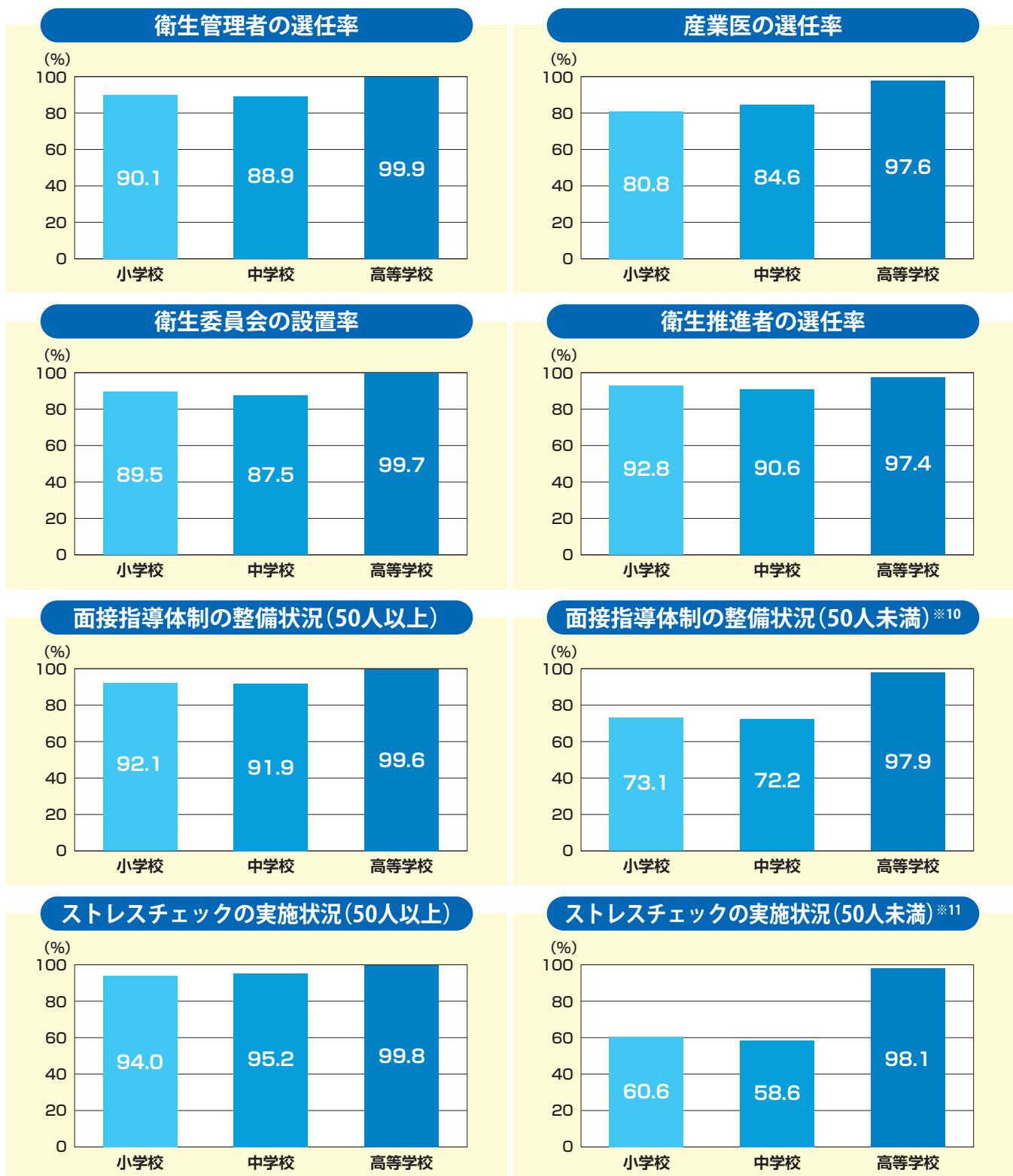


# 3 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況

特に小学校・中学校における整備率が低い水準  
市町村教育委員会をはじめとして早急な対応が必要！

※ 平成29年5月1日現在（文部科学省調べ）

※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合



※10 週40時間を超える労働が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる場合に、教職員の申出を受けて行う面接指導の実施は、学校の規模に関わらず義務付けられている。

※11 教職員数50人未満の学校においては当分の間努力義務とされているが、学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい。



## 学校における労働安全衛生管理体制 の整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～

**(連絡先) 文部科学省 初等中等教育局健康教育・食育課**

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線 4950)



# ストレスチェックの実施状況

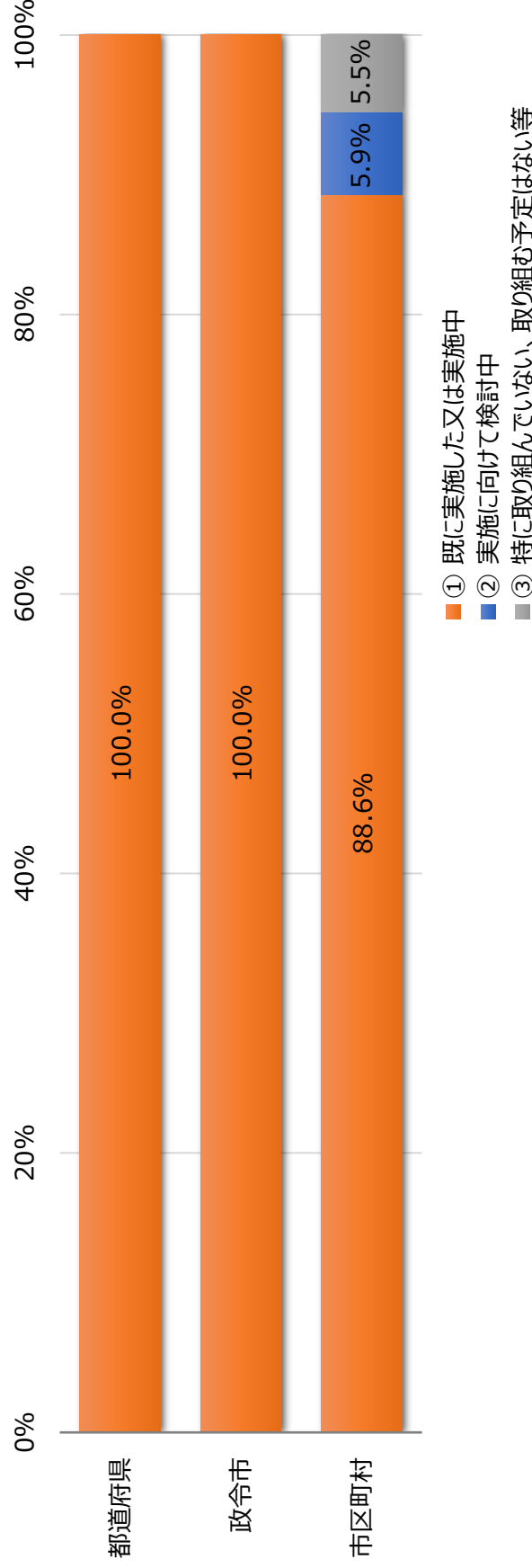
- ✓ ストレスチェック（※）については、都道府県、政令市では100%、市区町村では88.6%が、「既に実施した又は実施中」と回答
- ✓ 労働安全衛生法においては、50人以上の学校では義務、50人未満の学校では当分の間努力義務とされているが、**学校の規模に関わらず全ての学校において適切に実施されることが望ましい**

【※ストレスチェックとは？】

ストレスに関する質問票（選択回答）に労働者が記入し、それを集計・分析することで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを調べる簡単な検査。

2014年6月の労働安全衛生法改正により、労働者が50人以上いる事業所では、毎年1回、全ての労働者に対して実施することが義務付けられた。

【問】域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施しているかどうか。



◇ **学級規模に関わらず実施している都道府県は100%。**

◇ 都道府県、政令市においては、学級規模に関わらず、全ての学校でストレスチェックを実施。

◇ 「①既に実施した又は実施中」や「②実施に向けて検討中」と回答した市区町村（計94.5%）のうち、**学級規模に関わらず実施している市区町村は98.2%、50人以上の学校でのみ実施している市区町村は1.8%**となっている。

出典：令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査  
（調査時点：令和4年9月1日）

# ストレスチェックの活用について

- ✓ ストレスチェックの結果、高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された労働者から申出があった場合には、学校の設置者は、**医師による面接指導を実施しなければならぬ**
- ✓ その結果、学校の設置者は意志の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮等適切な就業上の措置を講じなければならぬ
- ✓ 学校の設置者は、検査を行った医師等に、**ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析（※）させ、必要に応じて、適切な措置を講じる**

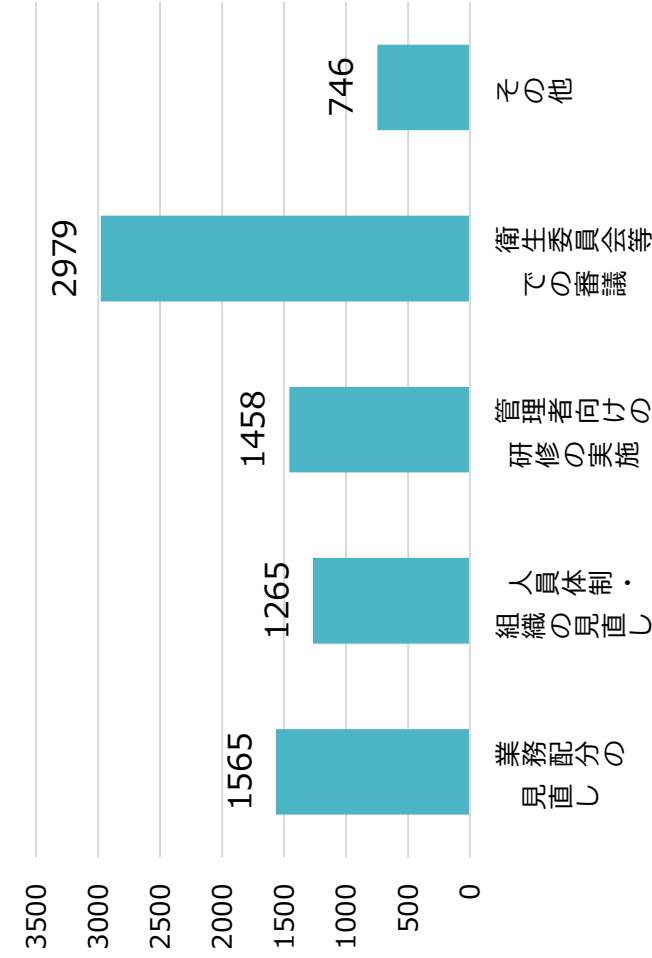
## 【※集団分析について】

ストレスチェックの集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置は努力義務であるが、職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施することが望ましい。

### <ストレスチェック実施後の集団分析の結果活用方法（複数回答（学校数））>

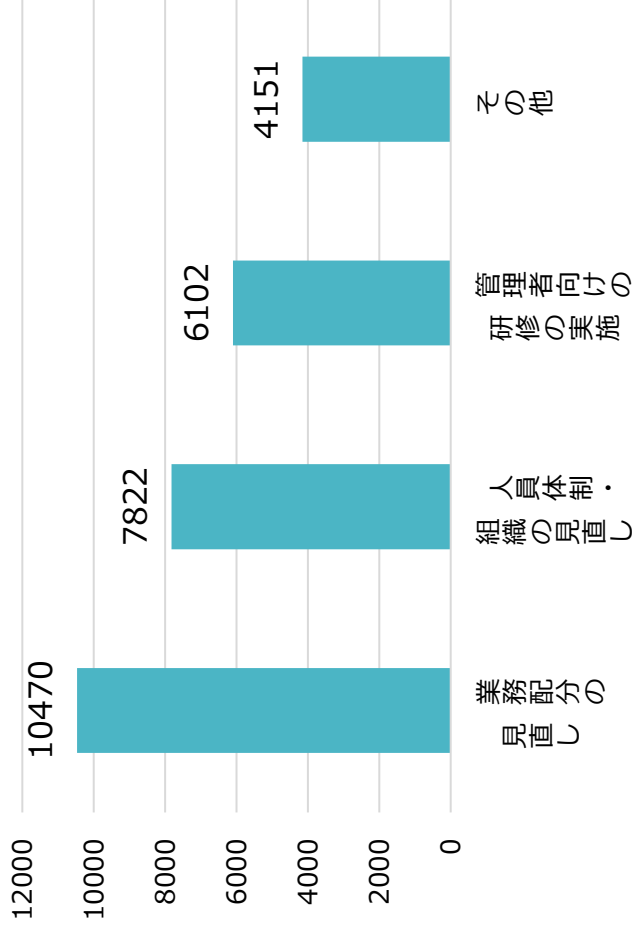
#### （50人以上の学校について）

ストレスチェック実施後の面接指導の体制の整備率：98.2%  
 集団分析実施率：96.6%  
 集団分析結果活用率：90.3%



#### （50人未満の学校について）

ストレスチェック実施後の面接指導の体制の整備率：88.6%  
 集団分析実施率：83.5%  
 集団分析結果活用率：79.4%



出典：文部科学省調べ（令和2年度実績）

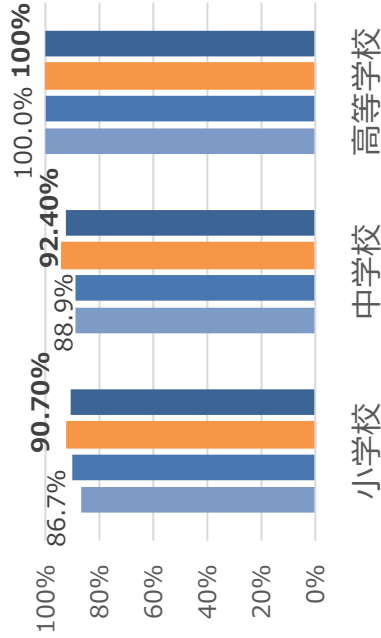
# 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況（令和3年度）

- ✓ 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況は、前回調査に比べて、**全体的に概ね横ばい**
- ✓ 項目別では、**50人未満の公立学校における面接指導体制の整備率が特に低く**、小・中学校における産業医の選任率や衛生委員会の設置率も依然として低い水準
- ✓ 体制整備が進まない理由としては、関係法令等の認識不足、有資格者の不在、財政的な事情等

■ 平成26年 ■ 令和元年 ■ 令和3年（文部科学省調べ）

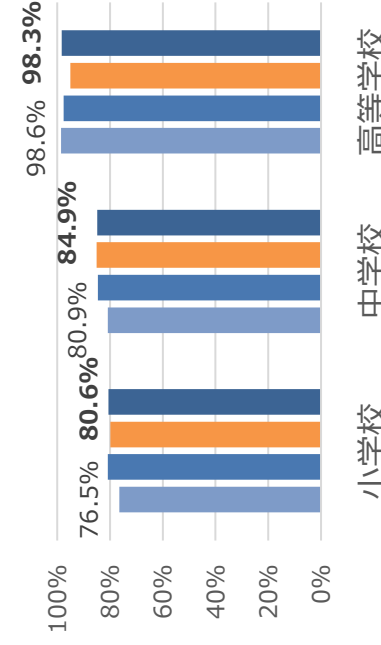
## ● 衛生管理者の選任率

（常時50人以上の教職員を使用する学校に選任義務）



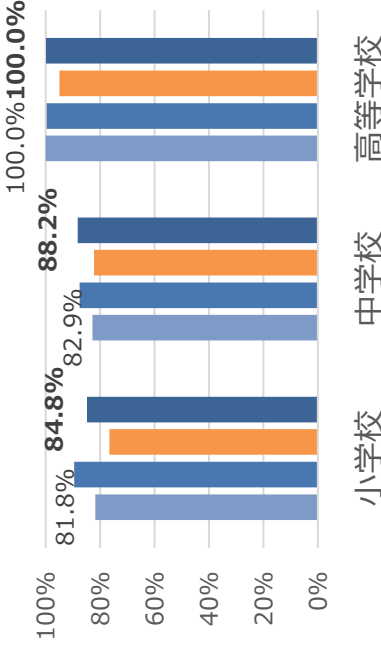
## ● 産業医の選任率

（常時50人以上の教職員を使用する学校に選任義務）



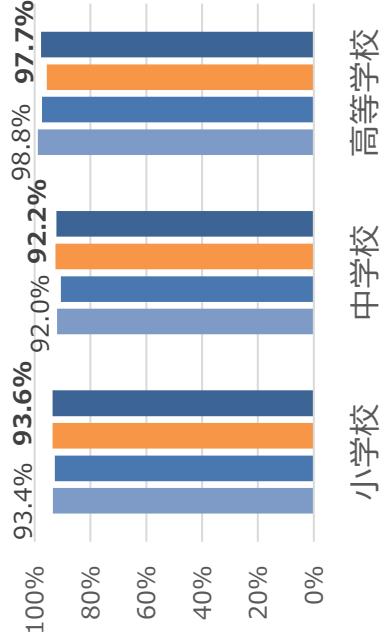
## ● 衛生委員会の設置率

（常時50人以上の教職員を使用する学校に設置義務）

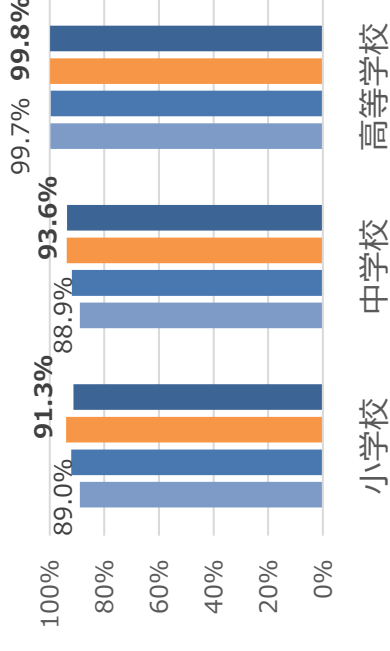


## ● 衛生推進者の選任率

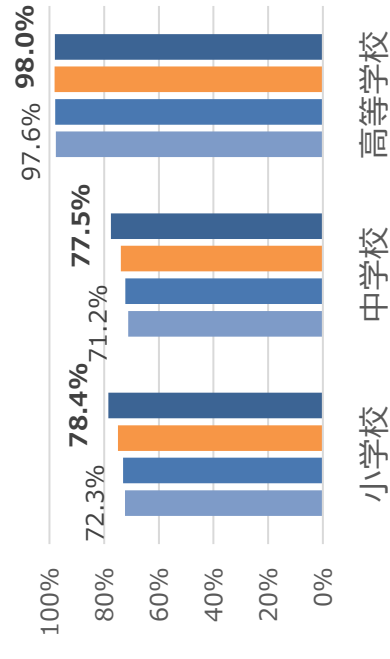
（常時10人以上50人未満の教職員を使用する学校に選任義務）



## ● 面接指導体制の整備状況（50人以上）



## ● 面接指導体制の整備状況（50人未満）



※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合

## 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備率①

(令和3年5月1日現在)

区分	衛生管理者		衛生推進者	産業医			健康管理等	衛生委員会	
	選任率	職場巡視実施率	選任率	選任率	職場巡視実施率	情報提供率	実施率	設置率	開催率
1 北海道	99.3%	97.2%	69.0%	94.4%	88.9%	97.8%	53.1%	96.5%	34.8%
2 青森県	100.0%	100.0%	77.3%	76.9%	2.5%	100.0%	29.5%	100.0%	100.0%
3 岩手県	80.3%	73.6%	99.3%	81.8%	5.6%	94.4%	69.5%	92.4%	26.2%
4 宮城県	98.3%	99.1%	66.5%	88.1%	26.9%	71.2%	43.1%	92.4%	6.4%
5 秋田県	100.0%	90.9%	93.2%	100.0%	25.0%	100.0%	73.8%	100.0%	86.4%
6 山形県	98.1%	90.4%	100.0%	98.1%	15.4%	96.2%	84.1%	98.1%	53.8%
7 福島県	100.0%	83.1%	92.5%	100.0%	49.3%	100.0%	74.5%	100.0%	19.7%
8 茨城県	97.0%	80.6%	98.6%	79.7%	71.7%	89.6%	64.5%	93.2%	96.8%
9 栃木県	98.9%	90.0%	85.7%	94.5%	61.6%	70.9%	38.6%	89.0%	11.1%
10 群馬県	100.0%	71.1%	97.9%	100.0%	55.4%	97.6%	83.7%	100.0%	37.3%
11 埼玉県	98.8%	96.1%	97.1%	97.7%	70.4%	97.6%	67.8%	98.1%	63.4%
12 千葉県	91.4%	62.0%	92.2%	78.6%	75.8%	83.0%	75.4%	93.8%	25.4%
13 東京都	94.0%	73.1%	93.5%	93.2%	83.8%	93.0%	63.4%	90.4%	73.2%
14 神奈川県	92.6%	94.2%	93.9%	88.8%	86.2%	99.1%	87.6%	92.4%	12.9%
15 新潟県	95.4%	91.6%	98.5%	98.9%	7.0%	86.0%	65.9%	94.3%	87.8%
16 富山県	100.0%	91.2%	95.2%	100.0%	8.8%	52.9%	21.5%	100.0%	0.0%
17 石川県	100.0%	95.7%	100.0%	100.0%	61.7%	91.5%	95.6%	100.0%	93.6%
18 福井県	100.0%	89.5%	94.1%	100.0%	55.3%	89.5%	33.8%	100.0%	73.7%
19 山梨県	97.2%	82.9%	86.9%	88.9%	93.8%	93.8%	69.2%	88.9%	3.1%
20 長野県	99.1%	68.7%	98.5%	76.7%	51.7%	97.8%	97.6%	97.4%	44.2%
21 岐阜県	100.0%	100.0%	96.6%	98.2%	99.1%	100.0%	83.9%	100.0%	100.0%
22 静岡県	95.5%	89.8%	98.2%	95.5%	38.3%	90.6%	72.2%	95.5%	66.4%
23 愛知県	99.4%	91.9%	98.9%	97.6%	84.8%	95.4%	91.2%	98.2%	68.3%
24 三重県	95.9%	78.9%	95.5%	95.9%	16.9%	83.1%	76.0%	100.0%	8.1%
25 滋賀県	100.0%	95.3%	98.6%	91.8%	87.2%	92.3%	84.8%	95.3%	63.0%
26 京都府	97.7%	71.8%	97.1%	96.6%	32.1%	79.8%	69.9%	96.6%	9.5%
27 大阪府	96.4%	92.9%	99.0%	98.6%	89.7%	93.0%	76.4%	95.7%	56.4%
28 兵庫県	100.0%	74.2%	99.8%	99.5%	49.5%	98.6%	84.7%	100.0%	60.3%
29 奈良県	93.8%	68.9%	82.9%	93.8%	33.3%	91.1%	73.3%	87.5%	16.7%
30 和歌山県	100.0%	80.8%	92.7%	100.0%	46.2%	88.5%	42.0%	100.0%	32.7%
31 鳥取県	100.0%	97.1%	100.0%	100.0%	20.0%	100.0%	33.9%	100.0%	77.1%
32 島根県	100.0%	85.4%	84.6%	100.0%	19.5%	87.8%	70.6%	100.0%	2.4%
33 岡山県	99.3%	71.7%	93.6%	96.4%	48.5%	62.7%	73.9%	99.3%	11.6%
34 広島県	99.2%	96.9%	99.2%	96.9%	72.2%	63.5%	99.9%	98.5%	84.4%
35 山口県	100.0%	87.1%	99.2%	88.7%	32.7%	89.1%	81.8%	100.0%	66.1%
36 徳島県	100.0%	93.9%	95.5%	100.0%	51.5%	87.9%	64.1%	100.0%	93.9%
37 香川県	100.0%	94.1%	100.0%	100.0%	27.5%	94.1%	77.8%	100.0%	100.0%
38 愛媛県	100.0%	94.5%	93.2%	98.2%	38.9%	90.7%	76.8%	96.4%	84.9%
39 高知県	100.0%	75.0%	78.1%	100.0%	31.3%	90.6%	51.6%	100.0%	53.1%
40 福岡県	98.5%	67.0%	90.6%	92.6%	49.5%	94.1%	69.4%	98.5%	26.0%
41 佐賀県	98.1%	96.1%	98.2%	94.2%	87.8%	89.8%	90.0%	96.2%	94.0%
42 長崎県	100.0%	77.3%	100.0%	100.0%	11.4%	100.0%	79.4%	100.0%	11.4%
43 熊本県	100.0%	82.6%	100.0%	97.8%	53.3%	100.0%	71.7%	100.0%	78.3%
44 大分県	100.0%	56.1%	89.6%	100.0%	5.3%	87.7%	69.4%	100.0%	24.6%
45 宮崎県	100.0%	38.0%	88.5%	92.0%	4.3%	76.1%	67.7%	94.0%	4.3%
46 鹿児島県	100.0%	87.7%	96.9%	100.0%	57.5%	94.5%	96.4%	100.0%	60.3%
47 沖縄県	95.5%	44.7%	78.4%	68.8%	58.3%	93.5%	28.7%	75.8%	85.7%
<b>全国平均</b>	<b>97.3%</b>	<b>83.1%</b>	<b>92.9%</b>	<b>93.1%</b>	<b>60.2%</b>	<b>90.9%</b>	<b>71.2%</b>	<b>95.7%</b>	<b>51.1%</b>

(文部科学省調べ)

公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備率②

(令和3年5月1日現在)

区分	面接指導体制 (50人以上)	面接指導体制 (50人未満)	ストレスチェック※ (50人以上)				ストレスチェック※ (50人未満)			
	整備率	整備率	実施率	面接体制整備率	集団分析実施率	結果活用率	実施率	面接体制整備率	集団分析実施率	結果活用率
1 北海道	95.8%	55.1%	100.0%	99.3%	98.6%	99.3%	82.8%	77.4%	88.4%	85.0%
2 青森県	100.0%	41.7%	100.0%	98.1%	100.0%	74.1%	65.0%	77.6%	68.6%	49.2%
3 岩手県	100.0%	91.2%	100.0%	88.7%	88.7%	90.9%	98.6%	83.2%	54.2%	79.0%
4 宮城県	92.4%	85.9%	92.3%	99.1%	100.0%	75.0%	82.5%	89.2%	83.7%	36.0%
5 秋田県	100.0%	83.7%	100.0%	100.0%	90.9%	95.0%	96.3%	87.7%	70.0%	64.1%
6 山形県	100.0%	94.5%	100.0%	100.0%	100.0%	98.1%	100.0%	98.3%	89.0%	75.2%
7 福島県	100.0%	78.5%	100.0%	98.6%	100.0%	78.9%	88.3%	89.9%	91.4%	83.5%
8 茨城県	97.7%	77.7%	100.0%	100.0%	99.2%	91.8%	89.2%	95.5%	92.0%	73.4%
9 栃木県	85.7%	23.2%	100.0%	95.5%	97.8%	92.0%	100.0%	63.1%	94.5%	72.7%
10 群馬県	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%	98.8%	96.3%	94.4%	85.6%	86.8%
11 埼玉県	97.7%	78.5%	99.2%	99.2%	97.1%	97.9%	86.8%	80.6%	86.1%	79.8%
12 千葉県	99.0%	72.5%	98.5%	99.0%	99.0%	99.0%	89.5%	88.7%	91.3%	93.5%
13 東京都	96.6%	73.3%	100.0%	94.6%	99.7%	66.6%	96.5%	83.5%	89.8%	80.1%
14 神奈川県	95.7%	92.4%	100.0%	100.0%	100.0%	89.1%	95.5%	99.0%	95.5%	85.3%
15 新潟県	100.0%	74.1%	100.0%	100.0%	100.0%	98.9%	99.6%	97.9%	93.9%	93.7%
16 富山県	100.0%	54.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.3%	81.3%	61.3%
17 石川県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.5%	91.5%	98.9%	88.5%	70.3%
18 福井県	97.4%	25.1%	100.0%	100.0%	97.4%	89.5%	93.5%	86.2%	81.6%	93.4%
19 山梨県	94.4%	53.5%	97.3%	100.0%	100.0%	97.2%	65.6%	80.0%	84.1%	79.7%
20 長野県	100.0%	94.7%	100.0%	100.0%	89.8%	77.4%	87.6%	87.5%	72.5%	57.6%
21 岐阜県	95.6%	86.2%	100.0%	96.3%	96.3%	93.3%	93.2%	86.7%	82.4%	91.2%
22 静岡県	100.0%	95.0%	100.0%	99.2%	95.2%	99.2%	90.0%	93.1%	77.8%	99.4%
23 愛知県	97.9%	93.6%	100.0%	98.5%	85.5%	80.3%	94.7%	91.8%	60.1%	65.6%
24 三重県	100.0%	100.0%	100.0%	89.3%	92.0%	88.4%	100.0%	94.2%	74.1%	55.5%
25 滋賀県	100.0%	93.1%	100.0%	98.8%	97.6%	100.0%	100.0%	88.7%	82.6%	91.6%
26 京都府	96.6%	85.5%	100.0%	96.5%	100.0%	97.6%	80.4%	86.4%	87.2%	96.2%
27 大阪府	98.6%	88.4%	100.0%	99.3%	93.8%	95.7%	91.7%	96.2%	90.6%	85.0%
28 兵庫県	99.5%	92.4%	99.5%	100.0%	96.6%	94.4%	87.7%	82.8%	81.9%	80.5%
29 奈良県	100.0%	85.8%	100.0%	98.0%	96.0%	91.7%	80.3%	90.6%	59.1%	41.0%
30 和歌山県	100.0%	35.8%	100.0%	100.0%	96.0%	93.8%	86.8%	81.5%	75.8%	60.2%
31 鳥取県	100.0%	48.9%	100.0%	88.6%	100.0%	100.0%	62.3%	44.0%	78.9%	52.3%
32 島根県	100.0%	74.2%	100.0%	90.2%	87.8%	72.2%	70.7%	71.7%	75.5%	54.7%
33 岡山県	95.7%	88.5%	100.0%	96.2%	100.0%	94.7%	96.1%	95.6%	73.9%	82.5%
34 広島県	100.0%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%	95.9%	97.7%	87.8%	88.3%	78.0%
35 山口県	100.0%	99.1%	100.0%	100.0%	88.1%	98.1%	95.3%	99.3%	65.5%	68.6%
36 徳島県	100.0%	66.8%	97.1%	100.0%	100.0%	91.2%	93.4%	96.8%	92.0%	78.0%
37 香川県	100.0%	93.7%	100.0%	100.0%	98.0%	100.0%	100.0%	98.3%	87.0%	83.9%
38 愛媛県	96.4%	76.3%	100.0%	100.0%	96.2%	98.0%	86.1%	94.5%	84.6%	86.6%
39 高知県	100.0%	57.9%	100.0%	100.0%	100.0%	90.6%	78.3%	85.7%	79.0%	81.4%
40 福岡県	98.0%	81.3%	100.0%	96.3%	100.0%	93.7%	99.7%	91.3%	87.9%	82.3%
41 佐賀県	96.2%	95.8%	98.1%	98.0%	96.1%	98.0%	92.5%	91.4%	64.9%	94.4%
42 長崎県	100.0%	89.9%	100.0%	100.0%	100.0%	97.9%	96.5%	90.0%	75.9%	80.9%
43 熊本県	100.0%	96.6%	100.0%	98.9%	97.8%	93.3%	97.0%	95.6%	96.5%	88.0%
44 大分県	100.0%	88.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%	69.5%	88.3%	99.0%
45 宮崎県	92.0%	25.7%	97.9%	100.0%	100.0%	63.8%	53.0%	87.6%	74.1%	16.1%
46 鹿児島県	100.0%	99.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.3%	100.0%	100.0%	95.9%	83.5%
47 沖縄県	87.9%	51.5%	96.2%	94.7%	89.3%	86.6%	71.9%	81.0%	69.9%	49.6%
全国平均	97.5%	79.5%	99.5%	98.2%	96.6%	90.3%	90.7%	88.6%	83.5%	79.4%

(文部科学省調べ)

※ストレスチェックについては令和2年度実績



## 1 会議（研修会・校長会等）での趣旨徹底

### 取組例

- 管理職を対象としたメンタルヘルス研修の実施（産業医や臨床心理士等の専門家による講話）
- 会議（教育長会議や管理職研修会、指導主事会、養護教諭研究会、服務倫理委員会等）において、関連法規の改正や労働安全衛生管理体制、ストレスチェックの実施状況・集団分析、時間外労働の状況・取組について報告
- 衛生担当者会議を開催し、好事例や課題を衛生担当者と教育委員会で共有
- ストレスチェックの職場分析について解説動画を配信するとともに、職場分析をより活用するため、学校長を対象に職場環境向上に向けた研修会を実施

## 2 通知等での趣旨徹底

### 取組例

- 健康管理医が、長時間勤務者の面接指導後に教育委員会及び学校管理職に対して通知で業務改善方を提言
- ストレスチェックや集団分析、その後の面接等実施のため、実施要綱とQAを教育委員会で作成し、趣旨を徹底
- 労働安全衛生意識の高揚を図るため、各学校の取組事例を教育委員会で集約した結果を域内の全学校へ通知

## 3 職員が衛生管理者等の資格を取得するための財政措置（講習会等への派遣等）

### 取組例

- 将来的な衛生管理者の確保を目的として、衛生管理者になる予定の職員だけでなく、その他の職員についても希望すれば衛生管理者免許を取得できるよう財政措置
- 衛生管理者等としての役割等に関する研修会を開催し、旅費を措置
- 衛生管理者受験準備講習会に係る費用の予算措置

## 4 手引き・パンフレット等の作成

### 取組例

- 産業医等による健康相談を気軽に利用できることを周知するため、産業医や面談について紹介する名刺大のカードを配布
- 労安だよりを発行し、公務災害の発生状況やヒヤリハット事例、ストレスチェックの集団分析結果の変化等を周知
- ストレスチェックの勧奨や産業医の面談、セルフケアに関する窓口を記載した啓発資料を作成・配布
- 心身の不調や復職支援に対応するため、管理職向けのメンタルヘルスハンドブックを作成・配布
- 全教職員向けに「教職員健康相談室だより」を発行し、自己健康管理対策の必要性について啓発
- 毎年度末に次年度の「労働安全衛生の手引き」を作成し、学校管理職向けに説明会を開催
- 公立学校共済組合の県支部と県教委で作成した、教職員のメンタルヘルスの手引きを各学校へ配布及びホームページへ掲載

## 5 労働基準監督機関等との連携（指導・助言、講習会への参加等）

### 取組例

- 人事委員会・労働基準監督署が主催する労働安全衛生管理に関する研修会へ教職員が参加できることを学校へ周知
- 市長部局主催で労安担当者間の情報交換を実施
- 公立学校管理職を対象とする研修会で、労基署職員による労働安全衛生に関する講義を実施
- 産業保健総合支援センター主催の産業保健に関する研修会へ教職員が参加できるよう情報を提供

## 6 その他

### 取組例

- メンタルヘルス相談窓口を業務委託により設置し、電話やメールによる相談を受け付け
- 保健師やスクールカウンセラー等によるカウンセリングを希望すれば常時受けられる電話相談体制の整備
- 公立学校共済組合と連携し、精神科医・臨床心理士・教員OB等による各種相談窓口を開催
- 24時間体制の相談ダイヤルを設置し、全教職員に対して周知徹底を図るためのチラシを作成・配布
- 教育委員会に総括安全衛生委員会を設置し、教職員の健康管理等について総合的に調査・審議
- 産業医による職場巡視の際に学校のグッドプラクティスを収集してもらい、域内の学校に横展開
- ストレスチェック受検を紙ではなくWEB受検とし、各学校の取りまとめの負担を削減
- 整理整頓の状況が芳しくない学校を選定し、整理整頓や仕事がしやすい職場づくりに取り組んでもらう事業を実施。
- 教員を対象としたキャンピングカーの巡回による健康相談の開催など、メンタル面や健康面で教員がいつでも相談できるような取組を実施
- 初任者や異動初年者等を対象とした臨床心理士相談事業の実施



# 公立学校教員のメンタルヘルス対策に関する調査研究事業

令和5年度予算額（案） 0.7億円  
（新規）



文部科学省

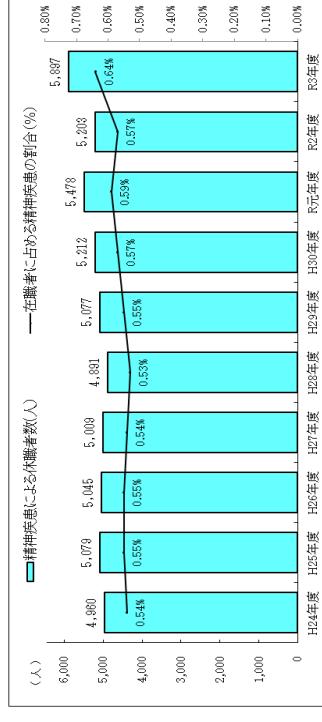
## 背景・課題

○精神疾患による病気休職者数は、5,000人前後の高い水準で推移

→ 令和3年度の精神疾患による病気休職者数は、5,897人  
休職期間中の給与保障や代替教員等の配置による財政的負担も伴う

○昨今、全国的に教師不足の状況にある

→ 令和3年度始業日時点で、公立小・中学校等で2,558人が不足  
臨時的任用教員等の確保も難しい中、病気休職者の増加は学校現場や児童生徒  
に対する教育への影響や、教職の魅力低下につながる恐れがある



（出典）公立学校教職員の人事行政状況調査

## 事業内容

各教育委員会において、専門家や民間企業等と協力しながら、病気休職の原因分析や、メンタルヘルス対策及び労働安全衛生体制の活用等に関するモデル事業を実施し、教員のメンタルヘルス対策に関する事例の創出や効果的な取組の研究を行う

<概要>

- 交付先：都道府県・指定都市教育委員会  
※市町村教育委員会には、都道府県教育委員会から再委託
- 件数・単価：全国5団体×約1,300万円（単年）

（具体的な取組）

### ✓ 委託自治体における関係者会議の設置

自治体担当者、研究者等の専門家、学校管理職等、関係者による会議を設置  
メンタルヘルス対策に関する情報共有と事業計画の立案・実施、効果検証等の中心的な役割を担う

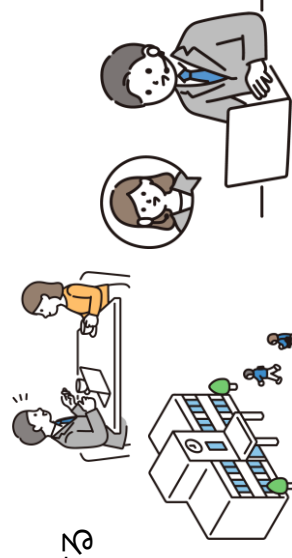
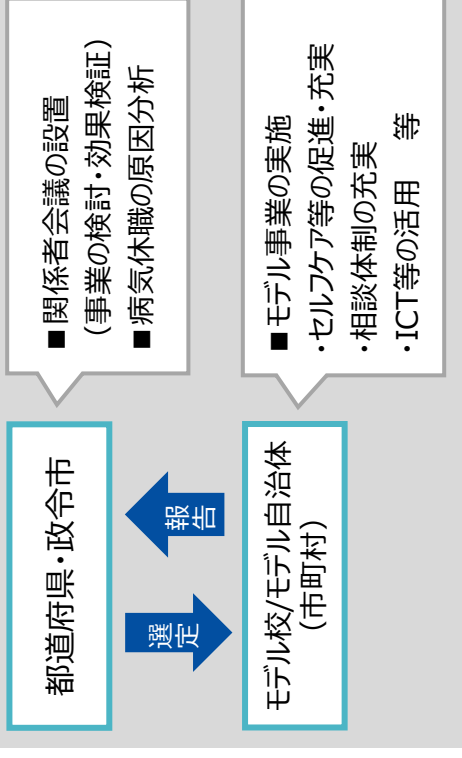
### ✓ 教員の精神疾患による病気休職の原因分析

精神疾患による病気休職者の事例等から教員のメンタルヘルスの原因を分析し、施策の検討に活用する

### ✓ 域内の自治体・学校におけるメンタルヘルス対策のモデル事業の実施及び効果検証

- ・セルフケア（セルフストレスチェック等）の促進、ラインケアの充実
- ・ICT（心拍数の測定等）やSNS（オンライン相談等）等を活用したメンタルヘルス対策
- ・相談員（精神科医・公認心理師・臨床心理士等）を活用した相談体制の充実 等

## 【事業のイメージ図】



# 公立学校における労働安全衛生管理体制の事例集

(地方公務員安全衛生推進協会の作成)

令和5年2月に地方公務員安全衛生推進協会において作成された「公立学校における労働安全衛生管理体制の事例集」で、教育委員会3団体及び学校2校の労働安全衛生管理体制の取組が紹介されています。当該事例集も御活用いただき、引き続き一層の労働安全衛生管理の充実の充実に努めていただくと幸いです。

## 公立学校における 労働安全衛生管理体制の事例集

(公立学校職場における安全衛生管理体制に関する研究チーム報告)

### 目次

はじめに	1
事例1 大分県教育委員会	3
事例2 川崎市教育委員会	5
事例3 川口市教育委員会	7
事例4 川口市立十二月田小学校	9
事例5 奄美市立金久中学校	11
まとめ	13

令和5年2月 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

### 事例1 大分県教育委員会

- ・ 県教育委員会による市町村の労働安全衛生体制の構築に向けたきめ細やかな支援
- ・ 公立学校教職員のメンタルヘルス面に対する予防的なサポート（こころのコンシェルジュ事業）

### 事例2 川崎市教育委員会

- ・ 教育委員会内の教職員の健康管理に係る専従組織「健康推進室」の設置

### 事例3 川口市教育委員会

- ・ メンタルヘルスカウンセラーなどの独自のメンタルヘルス対策の仕組みを運用

### 事例4 川口市立十二月田小学校

- ・ 教職員の労働安全衛生の基礎となる勤務時間管理とそれに基づいた業務改善を行う校長のリーダーシップ
- ・ 教職員の労働安全衛生に関する事項のみならず、日常的な事項についてざっくりと意見交換できる場に位置づけられた衛生委員会

### 事例5 奄美市立金久中学校

- ・ 労働安全衛生活動がまったく行われていない学校ではどのような手続きで体制整備と活動を始めればよいかを学ぶ好事例